

令和4年第9回教育委員会議事録

開催日時 令和4年9月27日（金）
午前9時30分～午前12時55分

場所 資料館 会議室

出席者 教育長 井上 正人
教育長職務代理者 加藤 正道
委員 木下 史江
委員 高橋 洋一
委員 田口 理恵

事務局出席者 教育総務部長 荒浪 淳
学校教育部長 山本 誠
教育総務部副部長兼教育総務課長
千葉 靖志
教育総務部副部長 井上 隆雄
学校教育部副部長 高橋 大祐
文化財保護課長 高山 治
指導課長兼小中一貫教育推進室長
和田 進
学校ICT推進課長 菅谷 昌史
教育総務課庶務係長 関根 郁也

○ 開会の言葉及びあいさつ 井上教育長

会議事項

1. 会議録の承認について

(1) 令和4年第8回教育委員会定例会分

【出席教育委員全員が承認】

2. 教育長諸報告について [別紙のとおり]

3. 議 題

【議案第40号については教育長が当事者となるため、教育長は退席する】

議案第40号 [説明者 千葉教育総務部副部長兼教育総務課長]

議会提出議案に係る意見聴取について

市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、教育委員会の意見を求める。

令和4年9月27日提出

八潮市教育委員会教育長 井 上 正 人

提 案 理 由 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、八潮市長から「市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見を求められたので、この案を提出するものである。

【資料説明】

[質 疑]

な し

[教育長職務代理者が採決を行い、出席委員全員の賛成により承認される。]

【教育長が入室する】

○加藤教育長職務代理者

議案第41号については、意思決定過程の情報であるため、秘密会とすべきと考えます。

[教育長が採決を行い、出席委員全員の賛成により議案第41号は秘密会となる。]

議案第41号 [説明者 小林社会教育課長（井上教育総部部副部長が代理説明）]

八潮市立八條図書館及び八潮市立八條公民館の指定管理者候補者の選定について

次のとおり指定管理者候補者を選定することについて、議決を求める。

令和4年9月27日提出

八潮市教育委員会教育長 井上 正人

提案理由 八潮市立八條図書館及び八潮市立八條公民館の指定管理者候補者を選定したいので、この案を提出するものである。

【資料説明】

[教育長が採決を行い、出席者全員の賛成により承認される。]

議案第42号 [説明者 山内学務課長（高橋学校教育部副部長が代理説明）]

令和5年度当初八潮市立小・中学校教職員人事異動方針について

令和5年度当初教職員人事異動を推進するに当たり、別紙のとおり令和5年度当初八潮市立小・中学校教職員人事異動方針を定めたいので、議決を求める。

令和4年9月27日提出

八潮市教育委員会教育長 井上 正人

提案理由 令和5年度当初教職員人事異動について、八潮市教育委員会で基本方針を定めるため、この案を提出するものである。

【資料説明】

[質 疑]

な し

[教育長が採択を行い、出席者全員の賛成により承認される。]

4. 各部課長報告・連絡事項

●荒浪教育総務部長

(1) 令和4年第3回八潮市議会定例会一般質問について

教育総務部関係では、岡部一正議員から「新設小学校のエコスクール・プラス認定に向けた取り組みについて」、金子壮一議員から「市民目線で考える公共施設の利用予約に対するキャンセル料について」、朝田和宏議員から「大規模災害発生にも使用が出来る体育館エアコンの整備について」、大泉芳行議員から「市内のプールについて」のご質問がございました。

はじめに、岡部議員の質問事項2「新設小学校のエコスクール・プラス認定に向けた取り組みについて」質問要旨1「令和8年4月開校予定の新設小学校については、その「新設小学校建設基本構想・基本計画」で、5つのコンセプトの1つに「環境への配慮」が掲げられ、ZEBやエコスクールを目指し、脱炭素社会の実現に貢献する持続可能な教育環境を実現するとしています。そこで以下お尋ねします。」の①「本年5月に建設基本設計（案）が示されたところですが、エコスクールの概念からの施設計画について」に対しては、「エコスクールにつきましては、環境を考慮した学校施設であり、環境負荷の低減に貢献するだけでなく、それを教材として活用し、児童や生徒の環境教育に資するものであるほか、地域の環境教育の発信拠点としても役割を果たすものでございます。ご質問の「エコスクールの概念からの施設計画」についてでございますが、エコスクールの整備につきましては、「施設面」、「運営面」、「教育面」の3つの視点から捉えることとされており、新設小学校建設基本設計（案）における「施設面」にお

きましては、国から示されております方向性の「環境への負荷を低減させる設計」としております。具体的に申し上げますと、熱源機器では、高効率機器のヒートポンプ式エアコンを計画しており、省エネ照明設備としてはLEDを計画しております。断熱関係では、断熱性、遮熱性の高いガラスを導入するとともに、普通教室には日よけを設置するほか、全熱交換機の導入によって外気負荷の軽減を図る計画としております。さらに、校舎の屋上には、太陽光パネルを設置して省エネを図るほか、床などの木質化を計画しております。」と答弁しました。

同じく岡部議員の質問要旨1②「エコスクールの整備については、施設面だけではなく運用面や教育面（学習）での視点も必要と聞いています。運用面、教育面でのお考えについて」に対しては、「ご質問の「運用面」と「教育面」についてでございますが、はじめに「運用面」につきましては、国から示されております方向性の「自然エネルギーを有効活用する計画」としており、光庭や吹抜けなど、自然採光、自然通風を考慮したパッシブデザインを積極的に取り入れる計画としております。次に、「教育面」でございますが、今後、さらに環境教育を進めていく必要がございますので、本市で初めて学校施設に設置する太陽光パネルを活用することを計画しております。具体的に申し上げますと、太陽光パネルの実物を観察できるようにするとともに、太陽光パネルにおける発電量を見える化するため、発電量を示す表示装置を情報センターに設置して、日常的に発電量を確認できるようにし、太陽光発電の仕組みについて教育する計画でございます。」と答弁しました。

同じく岡部議員の質問要旨1③「エコスクール・プラス認定に向けた取り組み状況について」に対しては、「エコスクール・プラスにつきましては、学校設置者である市町村等がエコスクールとして整備する学校に対して、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携協力して、認定するものでございます。この認定を受けた学校につきましては、施設の整備事業を実施する際に、関係各省

から補助事業の優先採択を受けられるほか、文部科学省関連では、脱炭素先行地域の学校でZ E B R e a d yを達成する事業、または脱炭素先行地域以外の学校で、将来Z E Bを達成できる計画がある事業につきまして、国庫補助単価の加算を受けることができるものでございます。ご質問の「エコスクール・プラスの認定に向けた取り組み状況」についてでございますが、認定を受けるためには、「新エネルギー活用型」、「省エネルギー・省資源型」、「自然共生型」、「木材利用型」、「資源リサイクル型」、「その他」の国で定めた6つの事業タイプのいずれかを用いることとされております。本市の新設小学校建設におきましては、これらの事業タイプのうち、太陽光発電の活用などの「新エネルギー活用型」、断熱化や日よけなどを活用する「省エネルギー・省資源型」、屋外に緑化をする「自然共生型」、「その他」として自然採光、自然換気などを計画しておりますので、これらの事業を選択して、今後、申請を検討してまいりたいと考えております。ただし、本市は、脱炭素先行地域に選定されていないこと、また、新設小学校においてZ E B R e a d yへの取組みは検討しておりますが、将来Z E Bを達成できる計画は、ハードルが高すぎて困難であるため、文部科学省関連の補助単価の加算は受けられないものと考えております。」と答弁しました。

次に、金子議員の質問事項2「市民目線で考える公共施設の利用予約に対するキャンセル料について」質問要旨1「令和4年8月19日、全国の新型コロナウイルスの感染者数は、過去最多の26万1,029人となり、第7波は、八潮市内においても、多数の陽性者・濃厚接触者が発生し、大勢の方が療養・自宅待機を、強いられる状況になりました。そこで、感染リスクを勘案し、自主的に公共施設の利用を取り止める団体等への救済策として、キャンセル料の扱い方について、柔軟で分かりやすい対応を求めるべく、以下4点に関して、伺います。」の①「市内の各施設における予約キャンセルの対応について」に対しては、「教育総務部が所管する使用料を徴収して貸出しを行う公共施設は「八潮市立八幡公民館」「八潮市立八條公民館」及び「八潮市立資料館」でございます。施設利用における使用料につきましては、受益者負担の原則により、「八潮市立公民館設

置及び管理条例」並びに「八潮市立資料館条例」に基づき、使用料を納付いただいております。また、各条例の規定により、既に納付された使用料については、原則として還付しないものの、(1)施設の管理上特に必要があり、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。(2)利用者の責めに帰することができない理由により、施設を利用することができないとき。(3)利用者が、やむを得ない理由により、利用の許可の取消しを教育委員会に申し出て、その承認を得たとき。のいずれかの場合につきましては、使用料の全額を還付しております。ご質問の新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点からの予約キャンセルの対応でございますが、現時点におきましては、原則として、緊急事態宣言または蔓延防止等重点措置等の発令があり、社会的行動制限が求められる状況下にあつては、条例にございます「利用者の責めに帰することができない理由により、施設を利用することができないとき」の規定を適用し、利用者の申し出に対し、使用料を還付しております。ただし、緊急事態宣言等の発令がない場合であっても、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、利用者側から「濃厚接触者」あるいは「陽性者」になったため、利用することが困難と申し出があった場合には、その状況に応じて判断してまいりたいと存じます。」と答弁しました。

同じく金子議員の質問要旨 1 ②「市長の許可により利用料の減免を受ける場合について」に対しては、「使用料の減免につきましては、それぞれの条例に基づき、施設ごとに別途「減額・免除基準」を定め、運用しております。なお、この基準では、利用の目的が、公用または公共性・公益性を有しているかどうかはその判断基準となっております。」と答弁しました。

同じく金子議員の質問要旨 1 ③「三郷市や葛飾区のようなキャンセル料の設定について」に対しては、「他市の事例につきましては、市民活力推進部長から答弁したところでございますが、本市の公民館及び資料館においては、使用料は還付しないことを原則としつつ、「利用者が、やむを得ない理由により、利用の許可の取消しを教育委員会に申し出て、その承認を得たとき。」は、利用日の 15 日前までに承認があれば、使用料を全額還付することとしております。」と答弁しました。

同じく金子議員の質問要旨1④「安心してリピート利用してもらうための工夫について」に対しては、「安心してリピート利用してもらうための工夫といたしましては、引き続き、密接・密集・密閉のいわゆる三密の回避と感染予防対策の徹底に努め、施設の適切な管理運営を行うとともに、感染リスクを勘案し、自主的に公共施設の利用を取りやめる団体等への救済策につきましても、今後、調査研究してまいりたいと考えております。」と答弁しました。

次に、朝田議員の質問事項3「大規模災害発生にも使用が出来る体育館エアコンの整備について」質問要旨1「足立区では、大規模災害発生時にライフラインが遮断された場合でも、避難所でもある体育館のエアコンが稼働出来るシステムを導入しています。本市でも、今後、体育館等にエアコンを整備する際には、同様なシステムを採用する必要があると考えますが、市の見解を伺います。」に対しては、「ご質問の足立区で導入された「災害発生時にライフラインが遮断された場合でも体育館のエアコンが稼働出来るシステム」につきましては、学校に「停電対応型ガスヒートポンプエアコン」と併せて、「LPガス」及び「ガス変換器」をあらかじめ設置しておくことで、災害等において都市ガスの供給が遮断された場合でも、備蓄したLPガスを原料として、都市ガスと同じ燃焼特性を持つプロパンエアーガスに変換し、ガスヒートポンプエアコンを稼働させることができるものでございます。さらに、この停電対応型ガスヒートポンプエアコンには、都市ガスを燃料とする発電機が備えられているため、停電時においてもガスヒートポンプエアコンを稼働させることが可能となっております。ガスヒートポンプエアコンは、都市ガスやLPガスを燃料とするエンジンを搭載しているため、電気式ヒートポンプエアコンに比べて、室外機が大型で設置スペースを広く取る必要があること、本体価格が高額であること、都市ガスの場合は、学校敷地内にガス管を引き込む工事が必要となることに加えて、エンジンのメンテナンス費用も必要となります。さらに、足立区の整備内容では、平時は使用しないLPガスを備蓄しておく必要があるため、備蓄庫の整備も必要となります。このため、機器本体及びガス管工事に係る導入コスト、エンジンのメンテナンスコスト、室外機及びLPガス備蓄庫の設置スペースの確保などを勘案いたしま

すと、既存の学校については足立区と同様の整備は難しいものと考えております。」と答弁しました。

次に、大泉議員の質問事項2「市内のプールについて」質問要旨1「市内公立小中学校のプールについて」③「学校のプールの老朽化の状況について」に対しては、「市内小中学校のプールにつきましては、八潮中学校及び大原中学校を除き、昭和40年代から50年代に建築しており、40年以上経過している状況でございます。また、これらのプールにつきましては、同時期に建築した校舎や屋内体育施設に比べて使用頻度が低いことから、給排水管などの交換、改修を必要最低限としておりました。こうしたことから、近年では、給排水管やプール本体からの漏水などが見られ、多くの小中学校のプールにおいて経年劣化が進行しているものと考えております。」と答弁しました。

●山本学校教育部長

(1) 令和4年第3回八潮市議会定例会一般質問について

学校教育部関係では、岡部一正議員から「学校給食について」、小宮弘子議員から「八潮市学校給食ビジョン中間報告(案)について」、「学校給食費について」、二木和枝議員から「コロナ禍における学校・保育施設の室内環境について」、朝田和宏議員から「公立中学校の休日における部活動の地域移行について」、大泉芳行議員から「学校給食について」、「市内のプールについて」、池谷正議員から「八潮の未来を担う子どもたちの主権者教育の充実について」、鹿野泰司議員から「給食提供方式と地場野菜利用について」、大島愛音議員から「免疫力アップで元気になるオーガニック給食の導入について」の質問がありました。

はじめに、岡部議員の質問事項1「学校給食について」質問要旨1「八潮市教育委員会が令和5年度内の策定を予定している「八潮市学校給食ビジョン」の中間報告(案)が7月20日に開催された市教育委員会定例会、並びに市総合教育会議で示されました。そこで、同中間報告(案)についてお尋ねします。」の①「各提供方式の評価において、方針1の「学校給食法に則った安全・安心な学校

給食を提供する」という項目で、自校方式と親子方式の評価が「集中的に一元管理できない」との理由で「ふつう」になっています。この点についてご説明ください。」に対しては、「八潮市学校給食ビジョンの中間報告（案）では、7ページに各提供方式の評価を総括表としてまとめております。この中で、「学校給食法に則った安全・安心な学校給食を提供する」という、方針1の評価におきまして、自校方式と親子方式は、「集中的に一元管理できないため、それぞれの学校での事故のリスクが高まる」とのことから、評価を「ふつう」としているところでございます。本市で大規模な食中毒事故が発生した後、給食提供事業者の施設内や各学校の配膳室の衛生管理につきまして、市教育委員会の職員が頻繁に訪問して確認をしているところでございますが、特に給食提供事業者の調理場については、目視での確認に加え、調理員や栄養士等の従事者にもヒアリングを行い、さらには、定期的に各種の記録簿を確認するなど、慎重に対応しているところでございます。このような経験から、衛生管理の面においては、できるだけ集中して管理することが重要であるととらえております。本市の場合、自校方式を導入する場合には16校分の衛生管理をそれぞれ行う必要があります。また、親子方式におきましても、例えば、中学校ブロック毎に親校を設置すると仮定した場合には、5か所の調理場の衛生管理をそれぞれ行うこととなります。本市では、食中毒事故が発生してしまった経緯を踏まえ、「二度と食中毒事故を起こさない」との強い決意のもとで学校給食事業に取り組んでおり、そのためには、「食中毒事故が発生してしまった場合のリスク分散」を先に考えるのではなく、集中的に衛生管理に取り組み「食中毒事故を発生させない」という点を優先して考えております。このようなことから、集中的に一元管理ができない「自校方式」と「親子方式」の評価を「ふつう」としたところでございます。」と答弁しました。

同じく岡部議員の質問要旨1②「自校方式及び親子方式で整備した場合、整備終了までに要する年数について」に対しては、「学校給食ビジョンの中間報告（案）の策定におきましては、それぞれの給食提供方式の検討を行っておりますが、各方式の整備に係る期間につきましては、詳細な検討は行っておりません。今後、学校給食ビジョンで給食提供方式の方向性が定まりました場合におきましては、決定された給食提供方式につきまして、より具体的な計画を定めてまいりたいと考えているところでございます。従いまして、自校方式及び親子方式で整備するとした場合に要する年数につきましても、現時点では整備終了までに要する

年数につきまして詳細な説明を行うことが難しい状況でございます。自校方式及び親子方式で整備するとした場合に、想定される大まかな年数を考えてみますと、自校方式につきましては、各校の校舎や施設の配置の状況、敷地面積の制約等を考慮しますと、多くの学校で、校舎の建て替えに併せて調理室を設けることが予想されます。校舎の長寿命化が推進されている現在、全ての学校で自校方式が取り入れられるとすれば、数十年は必要であるものと考えます。また、親子方式につきましては、親校の調理場の規模が大きく、学校の敷地面積との兼ね合いもあり、整備にはかなりの年数を要しますので、自校方式と同様の年数が必要になるものと思われまます。」と答弁しました。

同じく岡部議員の質問要旨1③「パブリックコメントで寄せられた意見について」に対しては、「学校給食ビジョンの中間報告（案）に対する、パブリックコメントによる意見募集では、本年8月4日から9月2日までの期間中に、214人から意見が提出されたところでございます。詳細につきましては、現在取りまとめを行っておりますので、個別の意見に関する件数等は集計中でございますが、主な意見につきましては、「自校方式を取り入れてほしい」という意見が多く見られたほか、「新設校に調理室を設置してほしい」「リスク分散のため複数の施設を整備してほしい」という意見が多い一方で、「安全安心な学校給食のためには公設センター1か所が望ましい」との意見も一定数寄せられており、その他には、「親子方式」や「食育」に関する意見もいただいているところでございます。」と答弁しました。

同じく岡部議員の質問要旨2「八潮市学校給食ビジョン中間報告（案）では、「公設の給食センター1か所」を新たに整備することが望ましいとされています。この中間報告（案）のとおり、ビジョンが成案化され策定された場合の本市の対応について」に対しては、「本年7月20日に開催いたしました総合教育会議を経て、学校給食ビジョンの中間報告（案）をまとめたところでございます。今後、中間報告（案）に対するパブリックコメントでいただいた意見について検討を行った上で、中間報告として決定し、その後、整備に関する具体的な内容について検討して学校給食ビジョンに盛り込み、最終的には、令和5年度中に学校給食ビジョンをまとめてまいりたいと考えております。市教育委員会といたしましては、できるだけ早い時期に、学校給食ビジョンに基づきまして、安全・安心で温かい学校給食の実現につなげてまいりたいと考えております。このため、

まずは、整備に向けた具体的な課題を整理し、その後、長期的な整備計画の策定を目指していくことになるものと考えております。」と答弁しました。

次に、小宮議員の質問事項1「八潮市学校給食ビジョン中間報告(案)について」質問要旨1「八潮市学校給食ビジョン中間報告(案)7ページ各提供方式の評価(総括表)についてお伺いします。」の①「方針4のアレルギー対応について、自校方式・親子方式の評価が×になっている理由をお聞きします。」に対しては、「八潮市学校給食ビジョンの中間報告(案)では、7ページに各提供方式の評価を総括表としてまとめております。この中で、「食物アレルギーに対応した給食を提供する」という、方針4の評価におきまして、自校方式と親子方式は「個別のアレルギー専門スペースは持ちにくく常にリスクを伴う」とのことから、評価を「低い」としているところでございます。自校方式と親子方式は、学校内の限られた敷地内に調理場を設置することから、アレルギー対応に限定した区画を設けることが困難でございます。なお、公設センター方式では、アレルギー対応を行う区画を設けることを前提とするため、アレルギー対応という部分では優れているものと考えます。デリバリー方式につきましては、現在の給食提供事業者は専用の区画を設けていませんが、仮に他の給食提供事業者であった場合には、調理場の面積が大きいことが前提であることを背景に、アレルギー対応を実施できる可能性が残りますので、評価は「ふつう」としたところでございます。」と答弁しました。

同じく小宮議員の質問要旨1②「方針5で、公設センター方式以外は△ですが、自校方式を△にした理由をお聞きします。」に対しては、「各提供方式の評価の総括表で、「環境に配慮した安定かつ持続可能な給食提供体制を構築する」という、方針5の評価におきまして、中間報告(案)の56ページに記載がございましたが、自校方式は「児童生徒数の増減に対応しにくい」「敷地に余裕のない学校が多く、一斉での設置ができない」「施設整備費、維持管理運営費が公設センター方式より高額となる」「労働者の確保が困難なことがある」「調理業務を委託する場合には、委託する給食会社、配置される人材の質により運営の良否に影響を及ぼすことがある」とのことから、評価を「ふつう」としているところでございます。」と答弁しました。

同じく小宮議員の質問要旨1③「結論として、8ページに公設センター方式(1か所)が望ましいとのことですが、学校給食審議会の答申では、「大規模集団食中毒のリスクを分散させるため、市内に複数の共同調理場を設置するものとし」とあります。リスク分散についての考えをお伺いします。」に対しては、

「令和2年11月に学校給食審議会から出された答申は、本市の安全安心な学校給食のあり方について、6回の会議を経てまとめられたものでございます。この答申の中で、「大規模集団食中毒のリスクを分散させるため、市内に複数の共同調理場を設置するものとし」との記載がありますので、リスク分散のあり方について検討してまいりました。この結果、衛生管理を厳格に行うためには、可能な限り、限定した施設を対象として、集中して取り組むことが、将来に渡り食中毒事故を発生させないことにつながり、理想であるとの考えに至ったところでございます。特に、本市におきましては、二度と食中毒事故を起こすことは決して許されませんので、一極集中により衛生管理に取り組んでまいりたいと考えております。このようなことから、食中毒事故が発生するとの前提によるリスク分散ではなく、決して食中毒事故を起こさない仕組みが必要であるとの判断をしたところでございます。」と答弁しました。

同じく小宮議員の質問要旨2「新設小学校への給食調理施設の設置について中間報告(案)(8ページ)では、設置しないとの結論になっております。『教育の機会均等』を大前提とする考え方のもとで各種の判断をしており、学校給食の提供方式という、重要な教育の要素が特定の学校だけ異なることは、望ましい状態ではない(9ページ)」との考えですが、何をもって、機会均等ではないと判断されたのかをお伺いします。」に対しては、「『教育の機会均等』について、何をもって、機会均等ではないと判断したのか、とのご質問でございますが、学校給食ビジョンの中間報告(案)では、まず、本市の今後の学校給食提供方式は、「本市が給食センターを整備して運営する『公設センター方式』が望ましい」としたところであり、自校方式を取り入れないこととしました。この前提におきましては、仮に新設小学校に調理室を設置した場合には、新設小学校だけが将来に渡り自校方式となり、その他の学校との給食提供方式が異なることとなります。これにより、調理する場所に違いが生じるため、まず、食育の方法が異なることとなります。大量調理をしている給食と自校の分のみ調理する給食では、食育の進め方に差が生じてしまうものと考えます。また、メニューにおいても、同じ給食費で給食を提供しようとする場合には、食材において、大量調理によるスケールメリットが活かせる公設センターでの給食と、比較的少量の食材を個別に学校で購入する自校方式とでは、差が生じるものと考えます。具体的には、食材の購入価格の関係で、提供する品数が公設センターと比べて少なくなる可能性も

否定できません。さらには、新設小学校の調理室等における衛生管理の面について、開校当初は課題も少ないものと推測されますが、いずれ老朽化が進んだ際には、施設や厨房機器の修繕について個別に対応しなくてはならず、その対応ができなかった場合には、提供する給食のメニューが限定される可能性があり、衛生管理の面でも、その水準が低下する可能性があるものと思われまます。この他、自校方式の場合には、給食に対する学校の負担が増えるため、相対的に、他の学校教育に充てられる時間が減少するとの事情も伺っております。具体的に申し上げますと、学校におきまして、「献立の作成」「食材の購入及び検品、管理」「給食に関する各種会議の開催」「食数の管理」「調理室の管理」「保護者対応」等が、現在の本市の方式と比べると、必要になるとのことでございます。これらのことから、「教育の機会均等」の視点からは、学校給食の提供方式が学校によって異なることは、望ましい状態ではない、と判断したところでございます。」と答弁しました。

同じく小宮議員の質問要旨3「パブリックコメントの募集が終了しました。以下の点をお伺いします。」の①「応募総数と特徴的な意見がありましたらご紹介ください。」に対しては、「学校給食ビジョンの中間報告（案）の意見募集を、本年8月4日から9月2日までの期間中に行い、合計で214人の方から意見が提出されました。詳細につきましては、現在取りまとめを行っておりますので、個別の意見に関する件数等は集計中でございますが、主な意見につきましては、「自校方式を取り入れてほしい」という意見が多く見られたほか、「新設校に調理室を設置してほしい」「リスク分散のため複数の施設を整備してほしい」という意見が多い一方で、「安全安心な学校給食のためには公設センター1か所が望ましい」との意見も一定数寄せられており、この他には、「親子方式」や「食育」に関する意見もいただいているところでございます。」と答弁しました。

同じく小宮議員の質問要旨3②「集計中と思いますが、中間報告が決定されるのは、いつになるかをお聞きします。」に対しては、「学校給食ビジョンの中間報告（案）につきましては、パブリックコメントによって多くの意見をいただいております。今後、この意見に対して市教育委員会の考え方をお示しした上で、学校給食ビジョン中間報告として決定してまいります。この決定の時期につきましては、提出された意見が大変多かったことから、現在のところお示しすることができません。」と答弁しました。

同じく小宮議員の質問事項2「学校給食費について」質問要旨1「政府は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金から給食費の補填も可としています。給食費無料化のお考えはありますか。」に対しては、「国では、令和4年4月26日に「原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議」を開催し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を創設することとされました。これを受け、同28日には、文部科学省初等中等教育局長から各都道府県教育委員会教育長宛に通知が発出され、当該臨時交付金を活用した「物価高騰に直面する生活困窮者等生活者の負担軽減に資する生活支援」の対象事業の取組例として、「学校給食費等の負担軽減」等が挙げられています。本市では、従来からデリバリー方式による学校給食の提供を行っているところではございますが、「学校給食提供事業者からは、物価高騰に直面する現況においても食材料費の値上げ等については求められていないこと」、「生活困窮家庭や低所得世帯については、就学援助が適用可能であること」、「コロナの影響による欠食については1食単位での減額を認めていること」等の諸事情を考慮し、当該臨時交付金の学校給食費への適用は行わないことといたしました。ご質問にございます、給食費無料化につきましては、全国的には給食費無料化を実施した一部の自治体もあることは報道等において認識しているところでございます。給食費無料化につきましては、従来から全国的に様々な議論があり無料化についての「賛成の意見」も、「反対の意見」もございます。例えば、賛成の意見といたしましては、「義務教育なので無償であるべき」、「給食費の徴収に係る手間がなくなる」といったものが挙げられます。また、反対の意見といたしましては、「給食費については、「受益者負担」の原則で徴収しているが、家庭から集めるのは食材料費のみであり、人件費を始めとした調理や搬送に係る経費については自治体の負担になっていること」、「所得の低い家庭には就学援助という形で実質給食費無償となっているため、無料化でメリットがあるのは低所得ではない家庭になること」、「学校教育に税金を使うなら、施設の整備や人件費などまだまだ充分ではない部分に充てるべきである」といったものが挙げられます。本市の令和3年度における学校給食費自己負担金の収入済額は、3億859万2,446円となっております。給食費を無料とすることは、同額を市税で負担しなければならないこととなります。本市では、現在、学校給食ビジョンを策定中であり、新たな学校給食提供方式を早期に実現させる必要がございます。このためにも相当の経費を要するものと考えられます。また、給食以

外にも教育分野で力を入れなければならないこともございます。このような状況から、現時点におきましては、給食費を無料化することは難しいものと考えております。」と答弁しました。

次に、二木議員の質問事項1「コロナ禍における学校・保育施設の室内環境について」質問要旨1「新型コロナウイルス感染症対策分科会は、令和4年7月14日「感染拡大防止のための効果的な換気について」提言をまとめました。学校・保育所等で、オミクロン株のクラスターが発生した要因の一つに、換気が不十分であったことがあげられております。室内環境の目安は、温度が18℃～28℃、相対湿度が40%～70%（学校環境衛生基準では30%～80%）が望ましい。また、必要な換気量を確保するため二酸化炭素濃度を、おおむね1000ppm以下に維持とあります。以下2点についてお伺いいたします。」の①「小中学校の各教室における、暑さ対策も考慮した上での提言に沿った換気方法の取り組み状況について」に対しては、「市内の小中学校につきましては、新型コロナウイルス感染症が流行し始めた令和2年度以降、より一層、教室の換気を徹底しているところでございます。具体的には、冷暖房を使用しない季節には窓を大きく開けて、密閉空間を作らないようにしております。校庭側だけでなく、廊下側の窓も開放することで空気の流れを良くし、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めております。また、冷暖房を使用する季節につきましても、常に窓を少し開け、密閉空間を作らないように配慮しております。本年度の夏場の暑い時期にも窓を閉め切らなかったため、これにより教室が暑くなる場合には、エアコンの設定温度を下げるなどして、快適な学習環境を維持できるように努めてまいりました。また、各校20分程度の業間休みや昼休みの際には、校内放送等を利用し、窓を全開にする呼びかけを行い、換気をする対策を取っております。市教育委員会といたしましては埼玉県から送付された新型コロナウイルス感染症を予防するための換気方法やその頻度が記載された通知を学校へ配付し、学校内での新型コロナウイルス感染拡大を防止できるよう配慮しているところでございます。」と答弁しました。

次に、朝田議員の質問事項4「公立中学校の休日における部活動の地域移行について」質問要旨1「公立中学校の休日における部活動を地域団体や民間事業者に委ねる「地域移行」の議論が進み、スポーツ庁と文化庁の有識者会議が「23年～25年度」の3年間で「改革集中期間」に設定しました。本市でも、今後、この件に関して、どのように検討を進めていくのか伺います。」に対しては、「部活動の「地域

移行」に関しましては、有識者会議による「部活動の地域移行に関する検討会議の提言」により改革の方向性がまとめられました。しかしながら、国からの正式な通知文等は未だなく、先日、埼玉県が開催した会議においても、国からの発表についてはまだ先になるとのことから、明確な方向性は示されませんでした。しかしながら、部活動につきましては、重要な教育活動でありますことから、しっかりと充実させなければならないものと考えております。部活動の地域移行につきましては、国や県の動向を注視しながら慎重に進めていきたいと考えております。」と答弁しました。

次に、大泉議員の質問事項1「学校給食について」質問要旨1「令和4年3月に実施した学校給食アンケートについて」の①「目的について」に対しては、「本年3月に実施いたしました、市内の小中学校に通う児童生徒及び教職員を対象とした学校給食に関するアンケートにつきましては、児童生徒から、学校給食に対する嗜好傾向等を聴き取ることにより、学校給食に対する意向を把握するとともに、日々児童生徒と一緒に給食を食べている教職員からも、現状や課題に加え、魅力ある学校給食とするための考え方に対する意見を把握することにより、安全安心で持続可能な学校給食を実現するための学校給食ビジョンの策定に役立てることを目的として実施したところでございます。」と答弁しました。

同じく大泉議員の質問要旨1②「食べる時間が短い、おかずが冷たい、異物混入など児童生徒・教職員から多くの意見や課題が出たものに対して、現在の提供方式で改善していく予定について」に対しては、「アンケート調査の結果、児童生徒及び教職員から多くの意見をいただいたところでございますが、短期的に対応可能なものから、学校給食ビジョンに盛り込む必要があるものなど、中長期的な視点から対応すべきものまで、様々な内容がございました。現在の提供方式の中での対応といたしましては、まず、異物混入や食中毒事故等の予防に向けて、衛生管理の徹底について、高い水準を保ってまいりたいと考えております。また、児童生徒からは、メニューに関する意見も多くいただきましたので、工夫を重ねることにより、多くの児童生徒に喜んでもらえるメニューを研究し、実現に向けて検討してまいります。特に、地場産野菜の活用など、食育の観点から有効なメニューの実現に取り組んでまいりたいと考えております。」と答弁しました。

同じく大泉議員の質問要旨2「八潮市学校給食ビジョン中間報告（案）について」の①「中間報告（案）の意見募集の実施について、どのように周知を行ったか」に対しては、「学校給食ビジョンの中間報告（案）の意見募集につきましては、本年8月4日から9月2日までの期間中に行ったところでございます。この実施の周知につきましては、本年7月10日号の広報やしおでお知らせしたほか、市のホームページでも、7月10日からパブリックコメントの実施についてお知らせし、7月29日には、意見募集の前提となります、学校給食ビジョンの中間報告（案）と学校給食アンケートの報告書を掲載したところでございます。」と答弁しました。

同じく大泉議員の質問要旨2②「公設の給食センター1か所」の提供方式で2時間喫食は守られるのか」に対しては、「市全体の面積が比較的狭い本市におきましては、「公設の給食センター1か所」の提供方式により、2時間喫食が可能であると認識しております。なお、「公設の給食センター1か所」を設置する場所につきましては、市内の多くの場所で、2時間喫食の対応は可能であると考えております。」と答弁しました。

同じく大泉議員の質問要旨2③「各方式のコスト算出の際、単独では1万食、親子では9,000食、センター2か所では8,000食、センター1か所では7,500食と分母が違うコストを算出し、報告した理由について」に対しては、「各給食提供方式によるコストにつきましては、八潮市学校適正配置指針・計画による将来の児童生徒数の推計により、それぞれモデル食数を設定し、それに基づき積み上げで算出したところでございます。まず、自校方式につきましては、全ての給食を自校で調理しなければなりませんので、学校毎に将来の児童生徒数の最大値でモデル食数を設定する必要があります。この積み上げで合計10,000食となりますが、各校の児童生徒数のピーク時を除き、各校それぞれにおける余剰能力が多く発生するものでございます。次に、親子方式につきましては、中学校ブロック毎に、3校または4校で親子を形成するものと仮定しており、各校の児童生徒数のピークに差があることも考慮して、便宜上1,000食単位での設定としております。この積み上げでは、合計で9,000食となり、一定程度の余剰能力が発生するものでございます。次に、公設センター2か所につきましては、それぞれの公設センターが、どの学校の分の給食を調理するのか、また、その複数の学校のピークの児童生徒数も明らかでないことから、多めの設

定とする必要があると考え、4,000食の2か所で8,000食としたところ
でございます。次に、公設センター1か所につきましては、市内全体のピークの
児童生徒数から、8,440食が必要な食数の最大値であると算出し、さらに調
理能力の1割程度が余剰能力として見込まれることから、7,500食として算
出したところでございます。」と答弁しました。

同じく大泉議員の質問要旨2④「P.35～P.48にある単独方式、親子方
式の整備可能性の図面などで、設置の可能性がある新設校の図面を示さなかつた
理由について」に対しては、「新設小学校につきましては、既存の学校とは異な
り、敷地や動線等の制約がないことから、建設上の考え方に限定すれば「調理室」
の設置は当然に可能になるため、図面については掲載をしておりません。なお、
新設小学校に調理室を設置する場合につきましては、その設置場所は新設小学校の
校舎内で想定し、調理室に必要な面積は、学校給食ビジョン中間報告（案）でお示
ししておりますとおり、単独校調理場方式の場合は800食の調理能力を想定して
約470㎡、親子方式の場合は3,000食の調理能力を想定して約1,800㎡
としておりました。」と答弁しました。

同じく大泉議員の質問要旨2⑤「公設の給食センター1か所の整備理由とし
て事故を未然に防ぐためとあるが、2か所ではできない理由について」に対して
は、「学校給食ビジョン中間報告（案）では、学校給食施設の方向性といたしま
して、「本市の今後の学校給食提供方式につきましては、「公設センター方式」が
望ましいという結論に至りました。」としております。その上で、公設センター
を1か所又は2か所にするかに関しましては、①二度と食中毒事故を起こさ
ないために、衛生管理を集中した一元管理とすること。②公設センターを2か
所に設置した場合には、2か所分の施設整備費及び運営維持管理費が掛かるこ
と。以上の観点から当該中間報告（案）で導き出した給食提供方式は「公設セン
ター方式（1か所）とする」こととしています。つまり、「2か所ではできない」
ということではなく、1か所の方が衛生管理を集中できること、また、施設整備
費及び運営維持管理費の面で有利であると結論付けているものでございます。」
と答弁しました。

同じく大泉議員の質問事項2「市内のプールについて」の質問要旨1「市内公
立小中学校のプールについて」の①「プールの稼働率について」に対しては、「プ
ールの稼働率についてでございますが、今年度、各学校が授業で使用した期間は、

6月から9月までとなり、各学年6回から11回の範囲内の授業を実施いたしました。また、中学校の水泳部活動での使用期間については、5月から9月までとなりますが、部活動で使用していない学校もあれば、90日使用している学校もあり、学校によって様々な状況がございます。」と答弁しました。

同じく大泉議員の質問要旨1②「ジェンダーレス水着について」に対しては、「各学校の水着の取扱いについては、ラッシュガードやセパレートタイプの水着、いわゆるジェンダーレス水着の着用も含め、特に制限をしておりません。子供たちが安心して水泳授業に参加できるように配慮をしているところでございます。」と答弁しました。

同じく大泉議員の質問要旨1④「プールの統廃合について」に対しては、「プールの統廃合についてでございますが、本市におきましては、小中一貫教育を推進しており、現在では、近接する1つの中学校と2つの小学校を組み合わせ、1つのブロックを形成しておりますが、プールを使用する授業時間について考えてみますと、小学校は45分、中学校は50分という違いがあるほか、深さの違いもございます。このことから小学校と中学校のプールを統合し共同で利用することが難しいものと考えております。また、小中一貫教育の枠のブロックを超えた学校によるプールの共同利用となりますと、児童生徒の移動に相当の時間を要することになりますことから、授業時間の確保において課題が生ずることが考えられます。さらには、児童生徒を移動させる際の危険性を排除し、安全に移動させる手段についても慎重に調査する必要があるものと考えております。このような状況から、プールの統廃合につきましては、将来的な小中学校のプールの在り方について熟慮した上で、慎重に調査研究していく必要があるものと考えております。」と答弁しました。

次に、池谷議員の質問事項3「八潮の未来を担う子どもたちの主権者教育の充実について」質問要旨1「「ブラック校則」が大きな社会問題になりました。こうしたことを踏まえ、文科省は校則等への対応を含む生徒指導提要の改訂をすすめています。本市の小中学校における対応について伺います。」の①「校則に関する本市の現状について」に対しては、「ご質問にございました校則に関する本市の現状についてでございますが、本市の小中学校における校則の内容については、学校によって大綱的なものから細かな事項を定めたものまで様々ではありますが、ここ数年で、ほとんどの小中学校において、その見直しが行われています。

生徒指導上困難な時代にあった規律のみを重視した生徒指導から、現在の生徒に即した個性や主体性を十分尊重した生徒指導への転換を図っているところがあります。また、令和3年6月8日付けで、文部科学省から「校則の見直し等に関する取り組み事例について」の通知があり、取り組み事例を参考としながら、校則の見直し等に取り組むことが示されたところでございますので、本市でも、該当通知も参考としながら、各学校の取組も踏まえ、これまで同様に、児童生徒の実態に応じて適切な対応をしていきたいと考えております。」と答弁しました。

同じく池谷議員の質問要旨1②「児童生徒の意見を反映させる取り組みについて」に対しては、「児童生徒の意見を反映させる取り組みについてでございますが、学校では児童生徒が主体となって自らの生活の充実や学校生活の改善、向上を図っていく取組として、児童会活動や生徒会活動がございます。中学校の校則については生徒会活動において、確認したり議論したりする機会を設けております。また、学校評価を活用して、保護者や地域の意見も反映させる等、学校全体として校則を含む様々な教育活動の充実・改善を行っております。」と答弁しました。

同じく池谷議員の質問要旨2「主権者教育の一環として「子ども議会」の持つ役割は大きなものがあります。実際に「子ども議員」になって市議会議場で市長とのやり取りなどの経験は子どもたちにとって意義のあることと思います。子ども議会の取り組みについて伺います。」に対しては、「本市の子ども議会は、平成3年、市制施行20周年記念事業の一つとして、「議会の仕組みや市役所の仕事などについて学習すること」や、「こども議員の自由な発想から生まれる提案を、21世紀のまちづくりに生かすこと」を目的に「夢21やしおこども議会」として開始されました。しかしながら、小・中学校の授業時間数や学習内容が増加し、授業時間数の確保が重要な課題となったこと、更には、社会科や特別活動などを通して、主権者教育を実施できることなどから、平成15年度の第13回の会議をもって終了いたしました。現在、各小・中学校では、学習指導要領に則り、社会科において選挙権の行使、主権者としての政治参加の在り方、選挙制度等を学習していることなどから、「子ども議会」再開の予定はございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。」と答弁しました。

次に、鹿野議員の質問事項2「給食提供方式と地場野菜利用について」質問要旨1「給食ビジョン中間報告（案）は、給食提供方式について「公設の給食セン

ター1か所」とされています。「学校給食基本方針の具体的な考え方」の「方針3」では「食育を推進する」としています。地場産物の積極的利用ということが示されていますが、全市1か所のセンター給食調理における課題にどう対応しようと考えているのでしょうか。」に対しては、「八潮市学校給食ビジョン中間報告（案）では、学校給食の現状と課題を踏まえ、6つの基本方針を定めており、その「方針3」として「食育を推進する。」ことを掲げています。この方針に関する具体的な考え方といたしましては、学校給食を「生きた教材」として、より効果的に活用した食育を目指すこととしており、栄養教諭、栄養士等の充実を図り、児童生徒への効果的な食育指導に努めることとしております。現在におきましても、市の栄養士が各学校を訪問し、ティーム・ティーチングにより栄養に関する授業等を実施しているところではございますが、これをより発展的に充実させてまいりたいと考えているところでございます。また、「方針3」では、地域と協力しながら、地場産物を積極的に活用するなど地産地消の取組を促進すること、給食の作り手の様子を見ることができ環境を整備し、施設見学や給食の試食体験を通して、学校給食に対する理解を深めることとしております。ご質問にございます「全市1か所のセンター給食調理における課題」につきましては、地場産物の安定的な供給を継続的に実施することが可能であるのかという点が考えられます。全校の給食に必要な食数を1か所で調理するという事は、それだけ多くの食材を調達する必要があります。本市における農作物の作付け面積等を考慮した際に、八潮市産の産物だけで、学校給食に必要な量を安定的に供給することの難しさはあると考えております。地場産物とは、一般的に「地域で取れた産物」を指すものとされています。この地域をどの範囲と捉えるかにより、食材の供給が可能であるか否かということも変わってくるものと考えられます。このため、地場産物を考える際には、食材によっては「地域」の範囲を柔軟に広げて、食材を調達することで、地場産物の積極的な活用を図ってまいりたいと考えているところでございます。」と答弁しました。

次に、大島議員の質問事項2「免疫力アップで元気になるオーガニック給食の導入について」質問要旨1「免疫力アップで元気になるオーガニック給食の導入について」の①「八潮市学校給食ビジョン中間報告（案）の各提供方式の評価（総括表）の中から、本市の学校給食基本方針の「方針6 学校給食法に則った学校給食提供の責務を果たす」を比較対象として入れなかった理由について」に対しては、「八

潮市学校給食ビジョン中間報告(案)の各提供方式の評価の中にあります本市の学校給食基本方針の「方針6 学校給食法に則った学校給食提供の責務を果たす」につきましては、いずれの提供方式になった場合でも法律に定められた当然の責務を果たすことであり、提供方式の違いによって差が生ずるものではないため、比較は行っておりません。」と答弁しました。

同じく大島議員の質問要旨1②「他市区町村の自校式の学校給食で、八潮市の規模のような何千人単位の食中毒が起きた事例の有無について」に対しては、「文部科学省では、従来から25学級以上の学校を大規模校、31学級以上の学校を過大規模校とした上で、過大規模校については、速やかにその解消を図るよう自治体等の設置者に対して促してきております。仮に、1,000人の児童又は生徒が在籍する学校があったとすると、現在の基準では1学級35人となりますことから、それだけで29学級となり、大規模校となってしまいます。この場合の29学級ということも全ての学年及び学級で都合よく人数等の条件が整ったクラス分けができた場合になりますので、実際には、29学級を超えることが想定されます。また、過大規模校とされる31学級で1学級35人と仮定した場合には、児童又は生徒の数は1,085人となります。このような状況から児童又は生徒数が千人を超える小中学校は県内においても散見されるところではございますが、単独校において何千人という児童又は生徒が在籍すること自体が通常はあり得ないこととなります。このため、自校方式の学校給食において、何千人単位の食中毒事故についての情報は把握してございません。」と答弁しました。

同じく大島議員の質問要旨1③「教育委員会、審議委員の皆さまの視察先の選定方法について」に対しては、「教育委員会の学校給食施設の視察先につきましては、事故発生後に草加市の自校方式の小学校と三郷市の公設センターを訪問しました。その後におきましても、吉川市の公設センター、草加市の自校方式の小学校、足立区の自校方式の小中学校を訪問しております。選定方法につきましてご説明申し上げますと、まず、事故発生後には、本市に隣接する草加市と三郷市におきまして、それぞれ異なる方法で学校給食を提供しておりますことから、草加市の自校方式の小学校と三郷市の公設センターをそれぞれ選定させていただいたところがございます。その翌年度以降にも視察を実施しておりますが、吉川市の給食センターの場合ですと八潮市で給食を提供している食数より若干多

い7,500食を最大提供食数としており、規模的に非常に近いものであったため、選定したところでございます。次に、草加市の小学校の選定方法につきましては、近隣市の自校方式の給食室を視察したことから、改めて、草加市に依頼をしたところ、草加市の方で視察できる学校を紹介していただいたところでございます。最後に足立区の選定方法につきましては、新しくできた学校の給食室と建設してから相当年数が経過した学校の給食室を比較することにより、各機材の耐用年数や設備の技術的な進歩について研究したかったため、近隣自治体で、条件に該当すると思われる足立区へ視察を依頼させていただきました。依頼を受けて足立区の方で新旧2つの学校の視察先を紹介していただいたところでございます。いずれにいたしましても、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から視察を断られる場合もあり、近隣市区で視察可能な施設をご厚意でご案内いただいたところでございます。また、教育委員につきましては、吉川市及び草加市に同行していただいております。なお、学校給食審議会の委員につきましては、現在のところ視察は行っておりません。」と答弁しました。

同じく大島議員の質問要旨1④「策定ビジョンが決まるまでの間に、今子ども達にできることについて」に対しては、「八潮市学校給食ビジョンが策定されるまでに子どもたちにできること」についてでございますが、引き続き衛生管理や食育を行っていくことで安心して給食を楽しく食べていただきたいと考えております。また、栄養バランスとの兼ね合いもありますので、全て希望どおりという訳にはまいりませんが、令和4年3月に実施しました学校給食アンケートで回答がありました好きなメニューを意識した献立作りに努めてまいります。」と答弁しました。

同じく大島議員の質問要旨1⑤「食物アレルギー緩和にむけた施策についてア)食物アレルギー緩和に向けた食育について、イ)食物アレルギー緩和に向けた食の提供について」に対しては、「食物アレルギー緩和に向けた食育について」でございますが、教育委員会といたしましては、食物アレルギーに関する食育といたしまして、「好き嫌いに関わらず、食物アレルギーにより特定の食べ物が食べられないということ」、「誤って食べてしまった場合には命に関わる場合があること」を、アレルギーの有無に関わらず全ての児童生徒に伝え、理解を深めていただきたいと考えております。次に、「食物アレルギー緩和に向けた食の提供について」でございますが、食物アレルギーを考慮した食の提供

といたしまして、献立作成時には、食材選定で特定のアレルゲンが同じ日に集中しないように配慮することや、加工品を提供する場合にはアレルゲンの種類が少ないものを選定するよう、給食提供事業者と調整しております。」と答弁しました。

同じく大島議員の質問要旨1⑥「免疫力アップで元気になるオーガニック給食導入について」に対しては、「オーガニック給食につきましては、千葉県いすみ市等で導入されていると伺っており、一般に、「有機肥料を使用し、なおかつ指定された農薬を使用しない」米や野菜を使用することから、体に優しい給食であるとして、注目をされているところでございます。しかしながら、導入するには、約7,000食分のオーガニック食材の調達、コスト面など、様々なハードルがあり、独自の地域性を活かした特定の自治体等でないと導入は難しいものと思われ、埼玉県内では、年間を通じた導入の事例はほとんどないものと認識しております。現在のところ、本市の学校給食におきまして、すぐにオーガニックの食材を取り入れることは困難な状況にはございますが、全国的な動向等を注視しながら、調査研究してまいりたいと考えております。」と答弁しました。

同じく大島議員の質問要旨1⑦「自然農法による在来種、固定種からできる野菜の学校給食導入の長期的な計画の検討について」に対しては、「本市の学校給食におきましては、自然農法による在来種、固定種からできる野菜を導入したことがなく、自然農法による大量の野菜をいかに調達するかが課題となり、また、購入コストの面でも多額となることが想定されます。自給自足や健康面などの観点から、魅力的な野菜であると思われませんが、学校給食への導入につきましては、本市の学校給食を取り巻く環境等を考慮して、調査研究してまいりたいと考えております。」と答弁しました。

●千葉教育総務部副部長兼教育総務課長

(1) 新設小学校建設基本設計(案)のパブリックコメント等の結果についてはじめに、新設小学校建設に向けたこれまでの経緯についてご説明いたします。資料1(1)概要につきましては、時間の都合上説明を割愛させていただきます。

ますので、後ほどご確認いただければと思います。次に（２）詳細及び今後のスケジュールでございますが、令和３年３月に新設小学校建設基本構想・基本計画を策定してからの詳細な経緯をお示ししております。二重線で囲まれたところにつきましては、教育委員会をはじめ八潮市立小中学校施設建設委員会、運営協議会など令和４年度にご説明をしてきた経緯をお示ししております。表の右側は、説明内容の概要をお示ししております。①では、児童数推計の結果、新設小学校の整備教室数は、特別支援教室２室を含む２６教室で整備する内容について３月２２日から４月８日までご説明しております。資料の裏面をご覧ください。裏面では、説明内容の概要②として児童数推計の結果、令和７年度において教室不足が発生しないことが判明したため、開校日を令和７年４月１日から令和８年４月１日に変更すること、また、③として給食室等未確定部分を除く基本設計案につきまして、４月１４日から５月３１日にかけてお示ししております。④のパブコメ・保護者説明会・ワークショップの開催につきましては、６月２３日から７月１５日にかけて説明をしており、⑤の学校給食ビジョン中間報告（案）に基づく調理室を設置しない基本設計（案）については、７月２０日から９月２日までご説明をしております。今後のスケジュールといたしまして、二重線の枠の下段になりますが、ただいまご説明しております、パブコメ・保護者説明会・ワークショップの報告及び基本設計最終案について、本日の経営戦略会議から順次説明をさせていただきまして、１０月７日の庁議に付議していきたいと考えております。

次に、八潮市新設小学校建設基本設計（案）に対する意見等についてご説明いたします。資料の２をご覧ください。資料の１枚目A４横の表をご覧ください。

こちらの表につきましては、これまで、八潮市立小中学校施設建設委員会、運営協議会、学校、市議会からご意見をいただいたものについての反映状況をまとめたものでございます。件数は全部で１４０件でございます。ワークショップなど、先生方から貴重なご意見も多数いただいた結果、反映区分のCが一番多く５７件となっております。資料にはお示ししておりませんが、ご意見の要旨で、もつ

とも多かったご意見は、給食室の設置に関する事で13件ございました。給食室の設置については、後ほど回答をお示しいたします。次に、多かった意見としては、反映区分Aの4件で手洗い・水飲み場の増設でございました。こちらは、給食を食べる前に児童が一斉に手を洗うため、手洗い渋滞が発生する可能性があることから、増設をし、基本設計に追加しております。次に、多かった意見としては、学童保育所の整備についてでございまして4件ございました。学童保育所の整備につきましては、担当が違う旨と担当課では、整備の場所を含めて検討していることを説明しております。

それでは、その他のご意見について抜粋してご説明してまいります。インデックス①の校長会をご覧ください。令和4年5月10日(火)に開催された校長会において意見提出を依頼させていただいたところ、2件のご意見をいただきました。意見番号2番では、児童用の更衣スペースについても配慮してほしい。特に女子児童は、学年が上がるにつれて気にすることが多くなるので、更衣のためのスペースがあると良いと思うとのご意見でした。それに対する回答は、単独の更衣室を新たに設けることは面積上困難ですが、更衣のためのスペースとして多目的室や小空間等を利用することが考えられます。学校現場で求められている様々な用途に対応できる整備内容となるよう実施設計で検討しますとしております。次にインデックス②施設建設委員会をご覧ください。令和4年5月16日(月)第1回八潮市立小中学校施設建設委員会でのご意見でございますが。意見番号2では、学童保育所の整備についてご意見をいただいております。担当課である子育て支援課において、隣接した場所あるいは違う場所であれば送迎サービスを活用するなど、いずれにしても整備については検討していると回答しております。ページをおめくりいただきまして、意見番号5では、インターホンはあるのか、その他、外部からの防犯対策はどうするかとのご意見に対し、正門や玄関にインターホンを設置する予定であること、また、敷地の外周部は、メッシュフェンスを設置する計画とする旨回答しております。意見番号9では、教室のオープン化は、素晴らしい提案と思うが、近隣での施工例はあるのか。西宮

市の事例では、教員、児童の感想はどうだったのか。たとえば、草加市高砂小学校でも、同じような教室配置がされているようなので、使用者側の意見も聞き取り調査してほしいとのご意見を頂いておりまして、その回答としましては、近隣の施工事例として、三郷市の2校および越谷市の1校を視察し、活用方法を伺っており、昨今の感染症拡大の影響を受けて、廊下との可動間仕切を開放し、机間隔を広くとって授業を行っている事例や、オープンスペースに教材を置くことで教室内を広く使っている事例が見受けられていること、また、以前から常時開放して授業を行っている学校においては、慣れてしまえば隣の教室の音なども気にならないとの意見を伺っていると回答しております。次にインデックス③議員全体説明会をご覧ください。令和4年5月17日(火)に開催された議員全体説明会では、全部で9件のご意見をいただいております。意見番号1では、体育館の上にプールを設置するののかとのご意見に対して体育館は災害時の避難所となるため、車いす利用者等の移動を考慮し、1階に配置することとし、その上の階に屋上プールを整備する計画としていること。また、プールを地上ではなく建物の屋上とすることにより、落ち葉などのごみが水槽に入らないといったメリットがあると回答しております。意見番号3では、シンボルツリーは何を想定しているかに対しまして樹種は未定で、今後、検討を進めると回答しております。意見番号6では、体育館を1階としているが、浸水への対応はどうなっているかとの意見に対し中川が氾濫した場合を想定し、床の高さを1m嵩上げする計画としていると回答しております。次にインデックス④運営協議会をご覧ください。7月26・28日開催した大曾根・大瀬小学校の運営協議会でのご意見でございますが、全部で3件のうち意見番号1・2は給食室の設置関係、3では安全に工事を実施していただきたいとのことで、基本設計に関するご意見はございませんでした。インデックス⑤施設建設委員会をご覧ください。7月27日に開催された第2回八潮市立小中学校施設建設委員会のご意見は全部で7件ございました。意見番号1では、水飲み場・手洗い場が少ないとのご意見に対し、1クラスにつき1箇所の設置は面積的に困難であるが、1学年4クラスに対して

2箇所となるよう手洗いを設置することとしますと回答しております。意見番号5では、校庭にグリーンスペース（畑）のような場所があった方が良くとのご意見に対し、教職員の意見を伺いながら設置場所等を検討すると回答しております。意見番号6では、学童の設置のご意見に対して担当課で計画しているとの回答をしております。次にインデックス⑥臨時校長会をご覧ください。7月29日（金）臨時校長会にて意見提出を依頼してありましていただいたご意見は全部で21件でございました。意見番号2では1階特支学級の子どもたちのトイレへの動線はどうなっているのか。また、多目的トイレに近いが、1室だけだと心配であるとのご意見に対して、特別支援学級の多目的トイレは、特別支援専用のトイレとして用いる計画としているが、実施設計において、トイレ内部の造り方やトイレ器具数を検討すると回答しております。意見番号5では、トイレは全て洋式にしてほしい。ほとんどの児童は和式を使いたがらないとの意見に対し、全て洋式で計画していると回答しております。ページをおめくりいただきまして、意見番号7では、手洗い場の数が気になるとのご意見を再度いただいておりますので、先ほどと同じ回答をしております。意見番号10では、保健室、もしくは保健室付近にシャワー室が欲しい。おもらし対応や傷の洗浄に使える。また、同じ理由で保健室の外に水道があると良くとのご意見に対し、保健室内にユニットシャワーの設置を検討すること。また、保健室の外に水道の設置を検討すると回答しております。ページをおめくりいただきまして、意見番号13では、体育館の上にプールがある設計だと思うが、屋根をつけてほしいとのご意見に対して、屋上プール全体に屋根を設置することについては、太陽光による水温上昇が見込めず、温水プールとしての設備が必要となるなど、費用対効果の観点から行わないこととしているが、直射日光を避けるための日よけをプールサイドに設置する計画としていると回答しております。意見番号18では、校庭に芝生の広場が予定されているが、維持管理が大変なので、ない方が良くとのご意見に対し、基本設計においては、緑地の上を広場として使用できるよう芝生による緑化を検討していましたが、維持管理面を考慮し、芝生ではなく樹木植栽等による敷

地内緑化について検討すると回答しております。ページをおめくりいただきまして、意見番号19では、校庭に動物小屋が予定されているが、最近では動物の飼育が教員の大きな負担になっていることや、動物とのふれあいが教科書に載っていないことから作らないほうが良いとの意見に対して、動物飼育についての教育方針に係る担当部署の意見を聴きながら整備内容を検討すると回答しております。次にインデックス⑦保護者説明会をご覧ください。8月6、7日に開催した保護者説明会でございますが、訂正をお願いしたいと存じます。2の参加者・意見件数の参加者数のかっこの中がございますが、うち6日6人となっておりますが、6日9人の誤りでございます。申し訳ございませんが、訂正をお願いいたします。保護者説明会におけるご意見は全部で15件ございました。多くは、給食設置の件でございましたが、いくつかご紹介させていただきますと、ページをおめくりいただきまして、意見番号3では、再度、学童の整備についてでございましたので同様の回答をしております。意見番号9では、各教室に冷暖房設備は配置されるという認識で間違いないか。配置する場合、室外機は学校敷地のどこに配置するのかとの意見に対して、各教室の方にも、冷暖房設備は配置し、室外機については、屋上に配置する計画であると回答しております。ページをおめくりいただきまして、意見番号13では、避難所機能強化や太陽光利用について説明があったが、太陽光発電の規模について少し心配である。今後、災害時に新設小学校が地域の防災拠点になっていくうえで、省エネや蓄エネ等の設備を整備し、例えば真夏の炎天下の中で地震が発生し、学校へ避難した際に、停電時であっても太陽光発電で電力を自給できるような建物が今後の公共施設に求められてくると思う。校舎屋上の空きスペースにさらに太陽光パネルを設置することもできそうだと思うが、このあたりについて何か検討しているかとの意見に対して、太陽光発電は、災害時の電力供給としての利用を考えると、天候の影響を受けるという課題があり、太陽光発電を曇天や雨天でも使えるようにするためには、太陽光パネルと併せて蓄電設備を設置する必要があることから、新設校における災害時の電源確保については、太陽光パネルと蓄電設備を設置する

のか、それとも、太陽光発電とは別に非常用発電機を設置するのか、双方について比較検討した結果、新設小学校における太陽光発電設備については、省エネルギーの観点を踏まえた必要最低限の規模とし、悪天候時における非常用電源としては、太陽光発電設備とは別に非常用発電機を設置する計画であると回答しております。意見番号15では、設計方針2の自動洗浄などの非接触化というのは、自動で水道が出るのかとのご意見に対して、お見込みのとおりとしております。次にインデックス⑧ワークショップをご覧ください。8月18日に開催した教職員ワークショップにおける意見は全部で38件ございました。意見番号1では、やはり手洗い場の要望がありましたので、先ほどと同様の回答をしております。ページをおめくりいただきまして意見番号9では、小空間に学年で使える収納棚が欲しいとの意見に対して収納する物や量について把握し、教材室と併せて検討するとしております。意見番号10では、小空間を学年（クラス）単位で使えるとよい。また、図工で製作中の作品の一時保管や教室に置けない荷物置場がほしい。共有の特別教室に物を置くのは難しく、教室のスペースにも限りがあるためとのご意見に対して小空間の数は面積の制限もあり、増設や専有化は困難であるが、多目的に使えるように整備するとしており、作品保管等の棚は備品で検討し、収納する物や量については把握したうえで、教材室と併せて検討するとしております。意見番号14では、可動間仕切りの材質をホワイトボードのような材質にすれば磁石で掲示でき、プロジェクター利用等 ICT 授業でも活用できるとの意見に対して、可動間仕切りの材質について実施設計で検討するとともに、鋼板材質（白色）の対応等、多様な使い方について検討するとしております。ページを2枚おめくりいただきまして意見番号26ではグループワークテーブルに電源が欲しいとの意見に対しましては、フロアコンセントなどの設置を検討するとしております。ページを1枚おめくりいただきまして意見番号34では収容人数は何人を想定しているのかの意見に対し、10人から15人程度を想定していると回答しております。意見番号36では読み聞かせコーナーは中途半端な広さであればいけないのではという意見に対し、少人数で

の利用も想定されるため設置する方向で検討すると回答しております。最後にインデックス⑨パブコメをご覧ください。パブリックコメントにおきましては、28件の意見をいただいております、3の意見と市の考え方で反映区分をご覧いただきますと、Aが0件でBが6件、Cが8件でDとEの判定で、基本設計とは関係ない内容が14件ございました。そのうち、給食室の設置に関することが6件ございました。時間の関係もございますので、抜粋していくつかご説明いたしますと意見番号3ではプール防犯設備を徹底してほしい。パースのとおり外周を塀で囲う形となることを希望するという意見に対しましては、プールは屋上設置とし、その外周を目隠しフェンスで囲う計画としてしております。ページをおめくりいただきまして、意見番号7は各教室または児童が使いやすい場所にカームダウンエリアを設置してほしい。各教室といかずとも特別支援学級にはつけてほしいとの意見に対して、普通教室の付近に複数設けている小空間は、カームダウンエリアとしても利用することが可能あること。また、置き型のカームダウンエリアを備品購入するなど、意見を参考に検討させていただいております。意見番号11では、給食室の設置についてのご意見でございましたが、この関係のご意見は共通で回答しております。右側の市の対応・考え方を読み上げますと、給食提供方式については、基本設計に対する意見ではないため、八潮市学校給食ビジョン中間報告(案)に対する意見として回答すること。また、新設小学校に給食調理室を設置することについては、八潮市学校給食ビジョン中間報告(案)において、新設小学校には調理室を設置しない方向性が示されたことから、その内容を踏まえて基本設計(案)のとおりといたします。しかしながら、学校給食ビジョン中間報告(案)パブリックコメントの結果がまとまっていないため、実施設計を開始せず、今後学校給食ビジョン中間報告(案)パブリックコメントの結果がまとまり次第、その内容を反映していきたいと回答しております。ページを2枚おめくりいただきまして、意見番号20では、コロナ対策等から換気が非常に大切であるが、図面をみると対角的に窓がないため、風が通らないように見えるとの意見に対しまして、普通教室の南面や特別教

室の北面は外気に面しており、その反対側となる廊下側には外気に面する吹抜けや光庭を設けているため、これらに面する窓を開けることで、風が通り抜ける自然換気を行うことができる計画としていること。また、自然換気だけでなく、機械換気設備の設置により十分な換気量を確保する計画としているとしております。意見番号21では、低学年はプランターで植物を育てる授業もあることから、ベランダは必要と考える。また、ベランダがないと直射日光があたり、授業に集中できないと感じるとのご意見に対して、市内小学校においては、ベランダのない学校が多く、ベランダのある学校においては、児童の転落防止の観点から、原則としてベランダに立ち入らないよう指導していることから、新設小学校については、関係課から必要ないのご意見を受け、ベランダを設置しないこととしましたが、教室内への直射日光への対応として、窓の上部に庇を設置する計画としているとの回答にしております。以上が、これまでの経緯といただいた意見でございます。

ページを3枚ほどおめくりいただきまして、資料のA3の三枚目の平面図の下段をご覧いただきたいと存じます。緑色にお示ししてございますのが、水飲み場、手洗いでございます。当初は2か所でしたが、4か所に増設する計画としております。次のページでも3階・4階の平面図に緑の表示はございませんが、2階同様に追加させていただいております。それ以外は、6月30日の経営戦略会議でご説明した内容と変更がございませんので、時間の関係から説明は省略させていただきます。

(2) 学校施設開放事業について

はじめに、貸出方針でございますが、現在、「文化スポーツセンター」については、施設の老朽化に伴いすべての利用を中止しているほか、「ゆまにて」については、令和5年1月から3月まで改修工事が予定されており、市内全体の屋内運動施設の利用環境を十分に提供できない状況にございますので、学校施設開放事業で市内中学校体育館を利用している既存の学校施設開放団体への貸出しを一時中断し、これからご説明する運用方法により、市内中学校体育館をゆまに

て等の代替として、既存の学校施設開放団体を含めた一般の利用団体に対して貸出しを行うものでございます。なお、資料にはお示ししておりませんが、現在、学校開放事業で中学校体育館を利用している36団体に対しましては、ただ今ご説明した内容について8月23日に文書でお知らせしておりますが、団体側からは特に苦情などはいただいていない状況でございます。

次に運用期間でございますが、令和5年1月及び2月の2か月間を予定しております。ゆまにての想定改修工期は令和5年1月～3月でございますが、3月は卒業式やその準備のため貸出し不可としたいと考えております。

次に貸出し施設及び日時でございますが、まず、貸出し施設につきましては、体育館空調設備の設置工事が予定されている八潮中学校を除く市内4か所の中学校体育館としたいと考えております。

次に貸出し日時につきましては、全施設ともに平日・土日・祝日の19:00から21:00までとしたいと考えております。

次に、利用団体の要件でございますが、団体登録要件につきましては最低4名以上など、まんまる予約に準ずるものといたします。

次に運用方法でございますが、体育館を貸し出す団体は、くじによる抽選方式で行いたいと考えております。なお、学校施設を夜間に利用するため、シルバー人材センターに体育館の鍵の開閉や使用団体の確認、備品の破損確認などの業務について委託を行う予定でございます。次の運用主体は、スポーツ振興課にお願いしたいと考えており、既に協議済みでございます。

次に、予算でございますが、シルバー人材センターに業務委託を行いますので、資料のとおり72万円について令和4年12月議会において補正予算で対応したいと考えております。

次に、今後のスケジュールでございますが、9月30日（金）には、代替利用に関する手続方法などをホームページへ掲載するとともに団体登録申請の受付を開始いたします。10月23日（日）を抽選への参加及び貸出しに伴う団体登録申請書の提出締切日とさせていただき、11月19日（土）に1月及び2月

の貸出しについて、エイトアリーナにて抽選を実施したいと考えております。最後に、ゆまにて改修後の令和5年4月からの中学校の学校施設開放についてでございますが、学校施設開放の事務をスポーツ振興課で補助執行することが可能となるよう教育総務課において令和5年3月までに規則改正を行う予定でございます。また、現状では中学校校庭の夜間照明使用料についてのみ料金徴収を行っておりますが、学校体育館の空調の設置も進めていることもございますので、令和6年度以降、受益者負担の原則から施設の利用に関する使用料を徴収することについても検討していきたいと考えております。

●小林社会教育課長（井上教育総務部副部長が代理説明）

（1）今後の視聴覚教育のあり方について（答申）

令和4年6月30日付け八潮教公発第35号で諮問のあった「今後の視聴覚教育のあり方」について、当審議会において慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

答申。八幡公民館では、大規模改修工事を機に、視聴覚室を多目的室へと改修、用途の拡充を図っている。これにより、従来の16ミリ映像を中心とした視聴覚教育を担う施設としての役割は、終えている状況である。一方、視聴覚教育は、様々なメディアを利用して、学習に対して興味・関心を高め、理解を促すものとして、ICT教育、メディアリテラシー教育、情報モラル等についての知識の向上を目指すことなどが、その重要な役割となってきた。さらに、視聴覚教育が、これまでの団体中心から個人を中心とした形態となっている現況を踏まえると、視聴覚教育を、今後、効率的かつ効果的に推進していくためには、講座や研修、視聴覚教具の貸出しは公民館の事業として、視聴覚教材の管理と貸出しは図書館の事業として、実施していくことが適当である。デジタル社会の実現に向けて、公民館・図書館等社会教育施設がさらなる役割を果たすことが期待されており、時代に即した視聴覚教育の推進のため、以下の点に留意し、事業を展開していく

ことを望む。ということで、留意事項3点を答申としていただいたものでございます。

今回の社会教育審議会への「諮問」につきましては、デジタル化、ネット社会の進展に伴い、視聴覚教育を取り巻く環境が大きく変化していること、16ミリフィルムを中心とした視聴覚ライブラリーの役割は終了していること、それに伴い、八幡公民館の大規模改修により、視聴覚室を多目的室に改修していることなどから、「今後の視聴覚教育のあり方について」ご意見をいただいたものでございます。これに対し、「答申」では、「視聴覚教育を、今後、効率的かつ効果的に推進していくためには、講座や研修、視聴覚教具の貸出しは公民館の事業として、視聴覚教材の管理と貸出しは図書館の事業として、実施していくことが適当である」とのご意見でした。これを踏まえ、今後の視聴覚教育については、公民館事業、図書館事業の中に位置づけて、ますますの充実を図ってまいりたいと考えております。なお、すでに視聴覚ライブラリーの役割は終了していることから、視聴覚ライブラリーを廃止することとし、八潮市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例を12月議会に提案し、廃止するとともに、関係例規の改廃を進めてまいりたいと考えております。

(2) 令和5年八潮市成人式開催要領について

9月3日に開催した成人式実行委員会において、令和5年八潮市成人式開催要領が決定されました。本年度の成人式につきましても、昨年と同様、八潮メセナを会場に、3部制で開催することとなりましたので、ご報告します。

(3) 令和4年度少年の主張埼玉県大会について

令和4年度「少年の主張大会埼玉県大会」において、八潮高校生徒の「僕がここに存在すること」が佳作に選出されました。この大会に当たり、本市からは昨年の本市の「青少年の主張大会」の発表作品を推薦していますが、受賞は佳作の1作品のみでした。

(4) 埼玉県PTA連合会「三行詩コンクール」結果について

楽しい子育て全国キャンペーン「家庭で話そう、我が家のルール・家庭のきずな・命の大切さ」をテーマとする三行詩コンクールが開催され、小学生の部で、大曾根小学校2年生が埼玉県図書教材協会会長賞を、中学生の部で、八潮中学校3年生が佳作を、一般の部で、八幡小学校PTAが審査員特別賞をそれぞれ受賞されましたので、ご報告申し上げます。

●高山文化財保護課長

(1) 第47回企画展「八潮建物解体新書」の開催結果について

今回の展示会は、市内文化財建造物3件が国登録文化財に登録されたことを記念し開催した展示会で、登録された文化財のほか、市内に遺る文化財建造物も合わせて取上げ、建造物の構造や意匠、建築技法、建築に携わる職人を紹介しました。会期は、8月6日から9月19日まで、38日の開催日数で1,691人の観覧者がありました。2頁目に来館者アンケートの集計結果がございますが、今回の来館者の特徴としましては、(1)年齢層で、40代以下の比較的若い年代の観覧者が56%とこれまでと比べ高い比率となっていることが挙げられます。(2)の住所につきましても、市民の観覧者が63%と高い比率を占め、若い世代の市民に関心を持っていただけた結果となりました。また、アンケートに寄せられた感想・意見も概ね好評で、次世代を担う多くの市民に文化財をご理解いただけたことで、今後の文化財保護・継承活動の一助となったのではないかと考えております。

(2) 体験講座「昔の遊びツアー」の実施結果について

8月の体験講座では、コマやめんこ、折紙、あやとり等の昔の遊び体験を行いました。テレビゲームに慣れ親しんだ今の子どもたちにとって、創意工夫を凝らさなければならぬ昔の遊びは新鮮に映ったようで、遊びに熱中する子どもたちの姿が印象的でした。当日の参加者は42名で、職員、資料館ボランティアの

他、博物館実習中の学生9名で担当しました。講座後のアンケートも概ね好評で、子どもたちにとって、遊びの変化を知る機会になったと考えております。

(3) 第90回歴史講座の実施結果について

令和4年9月17日に開催した第90回歴史講座は、第47回企画展「八潮建物解体新書」の関連事業として、市内八條地区に遺る3件の文化財建造物の見学会を行いました。見学場所は市指定文化財太田家住宅・蔵、重要文化財和井田家住宅、国登録文化財八條八幡神社で、商家・農家・神社と性格の異なる建造物の比較や建物に施された意匠、建築技法について学びました。参加人数は20名で、講座終了後のアンケートでは「どの場面でも古い建物を大切にしている想いが伝わりました。改めて私もその思いが強くなりました。このような企画をたくさんしていただきたいと思います。」「保存に協力していただいている当主様の思いには頭が下がります。募金箱など置いて市民の協力を得られるといいのではないのでしょうか。」等の感想が寄せられ、文化財を取り巻く環境や保護の必要性について理解が得られたと考えております。

(4) 体験講座「紙すき体験ハガキ作り」の実施結果について

9月23日に開催した体験講座では、牛乳パックから取り出した紙の繊維を水に溶かし、ハガキ大の簀桁を使って紙をすき、オリジナルのハガキ作りを行いました。講座では、館職員が講師となり和紙の歴史や埼玉県の紙づくりを説明し、その後体験を行いました。参加者数19名のうち12名が小学生で、日本独自の伝統工芸技術を学ぶ機会となったのではないかと考えております。

●山内学務課長（高橋学校教育部副部長が代理説明）

(1) 学校給食について

八潮市学校給食ビジョンの中間報告（案）を作成し、本年8月4日から9月2日までの30日間で、パブリックコメントにより意見募集を行い、合計214名

から意見をいただいたところでございます。現在集計をしている段階なので暫定値ではございますが、内訳といたしましては、市内に住所を有する方が185名、市内で事業を営む個人・法人・団体が2名、市内の事務所・事業所に勤務する方（市外から来ている学校・保育所の先生）が27名となっております。なお、市内の学校に在学する方、この案件に利害関係を有する方からの意見はありませんでした。意見の件数につきましても、暫定値ではございますが、自校方式又は親子方式を要望が168件、新設小学校に調理室の設置を要望が14件、中間報告（案）のとおりの実施を希望が11件、リスク分散（複数の公設センター等）が22件、温かい給食・食育の充実を要望が98件、その他（答申の尊重、不公平な考え方等）が203件でございました。受付期間中、8月4日から9月1日までの29日間で36名から意見をいただき、最終日の9月2日は178名から意見をいただきました。この178名の内125名分は同一の団体に属する方で、その代表者の方が学務課の窓口を訪れ、意見を提出したところでございます。提出方法につきましては、窓口での提出が171件、電子メールが20件、ファックスが16件、郵送が8件でございました。今後、意見の区分を精査し区分ごとに回答を作成することになると考えております。

最後に当面の主なスケジュールといたしましては、10月20日の庁議、21日からの市議会各会派説明でパブリックコメントの結果について報告し、学校給食ビジョン中間報告について11月17日の経営戦略会議で説明、11月24日の教育委員会定例会で付議をする予定でございますが、状況によっては日程が変更となる可能性もございますので、ご了承いただければと思います。

●和田指導課長兼小中一貫教育推進室長

（1）令和4年8月・9月 事件・事故報告について

事件・事故報告は11件、内訳は、不審者情報が3件、家出が2件、虐待の疑いが3件、窃盗、逮捕事案、体育の授業時の事故がそれぞれ1件でございました。

（2）全国学力・学習状況調査の結果について

小中学校ともに、全国平均との差が開いてしまいましたが、教科別、学校別にみると、全国との差を縮める学校も増えてきております。また、こちらの表にはございませんが、形式別にみると、思考力・判断力・表現力等を問う問題や、記述式問題に課題が見られますが、タブレット端末を活用した授業や、八潮市が目指している「子供たち主体の対話的な学び」の推進などもあり、改善傾向がございます。

(3) 埼玉県学力・学習状況調査の結果について

小中学校ともに、県の平均を下回るか、県と同程度となっておりますが、県との差は縮まってきております。引続き、子供たちの学力向上を目指した諸事業を推進してまいります。なお、それぞれ各学校別の結果や、質問紙調査の結果もお配りさせていただいておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

(4) 八潮こども夢大学について

10月15日から、4つの大学で、全5回の日程で実施いたします。感染症対策を十分に講じながら、施設見学や体験学習を行う予定です。今年度は5年生5名、6年生6名の、合計11名が参加します。今月30日には、規模を縮小、参加人数を絞って、オンラインも活用した開校式を開催します。夢大学の実施後、改めてご報告をさせていただきます

(5) 中学生英語弁論大会の結果について

八條中学校の男子生徒が、市の英語弁論大会で1位、埼葛地区の大会でも1位となり、9月28日、明日行われる県大会に出場します。県大会で上位3位までに入賞すると、全国大会に出場となります。

●菅谷学校 ICT 推進課長

(1) 八潮市 GIGA スクール通信 (第 29 号) について

9月14日に発行した八潮市 GIGA スクール通信第29号では、1人1台端末の活用に当たって必要となる「文字入力」の方法について案内を行いました。現在、本市で運用している Chromebook には、「文字入力」機能として3つの機能が搭載されており、一般的なキーボードやタッチパッド機能を使用して入力を行う「タイピング」のほか、タッチペンや手書きで直接画面に書き込みを行う「手書きツール」、入力や書き込みなどをせずに端末に話しかけて入力を行う「音声入力ツール」の選択が可能となっています。このような機能については、小学校低学年を担当する先生を中心に、既に実践されている学校もありますが、児童の発達段階や活用状況等に応じて適宜使い分けが必要となる場面も考えられることから、6月に開設を行った「ポータルサイト (ICT 活用サイト)」の活用と併せて、各学校に周知を行ったものです。

[教育長諸報告及び部課長報告・連絡事項の一括質疑]

○木下委員

2点ありますが、1点目は学校給食ビジョン中間報告(案)のパブリックコメントについてですが、無関心が一番怖いことなので、多くの意見をいただけたのはありがたいことだと思います。学務課の方におかれましては、様々な業務がある中で大変な作業だとは思いますが、対応をよろしくお願いします。

2点目は視聴覚教育のあり方についてですが、これは学校ではなく、図書館公民館の中での教育についてということでしょうか。

●井上教育総務部副部長

八幡公民館にある視聴覚ライブラリーでは、視聴覚教材や教具の貸出しを行っており、それが16ミリ映像を中心としたものでしたが、時代に即していないということで、視聴覚ライブラリーの授業を今後どのように発展させていくのかということを中心に審議して参りましたので、図書館公民館の中での教育についてでございます。

○木下委員

視聴覚教材としてどのような物の貸出しがあるのかイメージが付きませんでした。子どもたちにも必要な教育なので取組んでいく必要があると思いますが、子どもが図書館公民館に行かなければこのような教育は受けることができないのでしょうか。

●井上教育総務部副部長

これまでは教材として16ミリのDVD、教具として16ミリのDVDの映写機、スピーカー、マイクなどの貸出しを行っておりましたが、視聴覚教育が学校でも従来の枠には収まらず、情報化の進展により幅広くなっております。

このため、公民館では、教具の貸出しのほか、スマホ、パソコン教室等を行い、貸出しのみでなく講座や研修会を企画し教育的な部分に力を入れ、図書館では、これまで通り教材の貸出しを行います。子どもたちにおいては、現状だと公民館の講座に参加していただくことが良いと思います。5

[教育長が定例会閉会の宣言をする]

会議終了。